

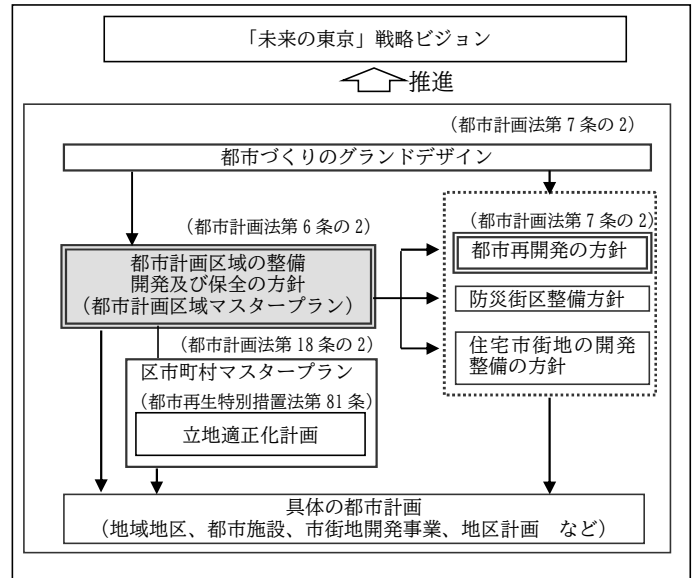
都市計画課

東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（原案）について

1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、「都市計画区域マスタープラン」という。）は、都市計画法第6条の2に基づき、広域の見地から都市計画の基本的な方針を定めるものです。東京都が長期的な視点に立ち都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を示すものであり、「未来の東京」戦略ビジョンで示した方向性や都市づくりのランドデザインを踏まえ策定するもので、2040年代（おおむね20年後）を目標年次としています。

都市計画区域マスタープランは土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業などの都市計画や区市町村マスタープランの上位に位置付けられています。なお、当方針は、平成26年12月策定の現行計画を改定するものです。



< 都市計画区域マスタープランの位置づけ >

2 都市計画区域マスタープランの基本構成

第1 改定の基本的な考え方

基本的事項、都市づくりの基本理念と8つの基本戦略を示す。

第2 東京が目指すべき将来像

東京の都市構造、地域区分ごとの将来の都市像を示す。

第3 区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針

市街化区域と市街化調整区域との区分の方針を示す。

第4 主要な都市計画の決定の方針

将来像実現のため、土地利用、都市施設（道路、下水道等）、市街地開発事業などに関する主要な都市計画の決定の方針を示す。

3 これまでの経緯と今後のスケジュール

令和2年6月12日付け 東京都からの縦覧依頼（別紙）

令和2年7月1日から7月15日 都市計画原案の縦覧

令和2年8月20日及び21日 公聴会の開催（東京都庁都民ホール）

令和2年12月 都市計画案の公告・縦覧

令和2年12月～令和3年1月 港区都市計画審議会へ諮問

令和3年2月 東京都都市計画審議会へ付議

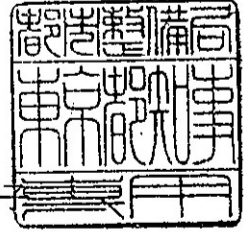
令和3年3月 都市計画変更



2都市政都第58号
令和2年6月12日

各区長 殿

東京都知事
小池百合子



都市計画公聴会に関する都市計画案の縦覧について（依頼）

標記の件について、別添写しのとおり公告するので、関係図書を送付します。
ついては、これを令和2年7月1日から同月15日まで、貴区の住民の縦覧
に供してください。

記

添付図書

- 1 公告文の写し
- 2 縦覧図書（公聴会に係る都市計画の案）
 - (1) 東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画法第6条の2）に係る都市計画変更の東京都原案
 - (2) 東京都市計画都市再開発の方針（都市計画法第7条の2第1項第1号）に係る都市計画変更の東京都原案



第1 改定の基本的な考え方

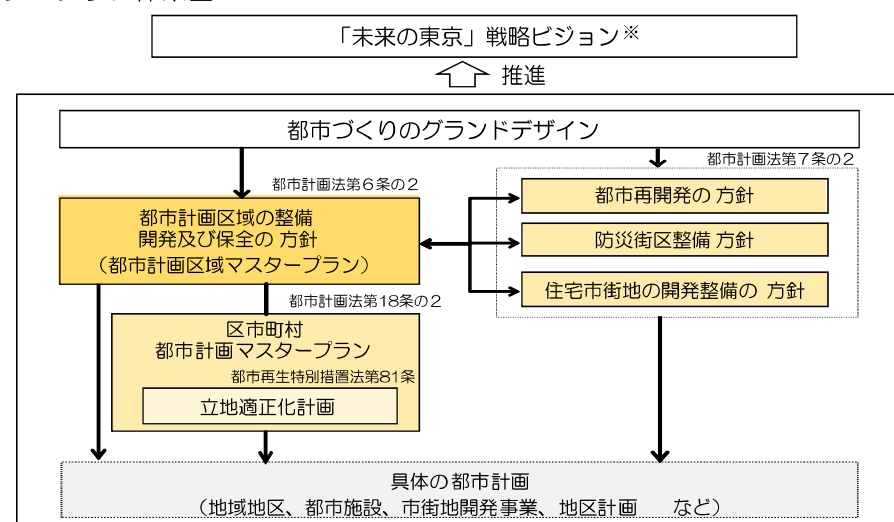
1 基本的事項

- 都市計画法に基づく、広域的見地からの**都市計画の基本的な方針**
- 都が長期的な視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を示すもの
- 目標年次：**おおむね20年後(2040年代)**
(区域区分及び主要な施設などの整備目標はおおむね10年後(2030年(令和12年))
- 都が定める都市計画区域マスタープランに**即して、区市町村は地域に密着した都市計画の方針を策定**
- 多摩19都市計画区域及び島しょ部6都市計画区域のマスタープランを一体で策定し、都市の一体性を確保

2 都市づくりの目標と都市づくりの戦略

- 東京が高度に成熟した都市として、**AIやIoTなどの最先端技術も活用しながらゼロエミッション東京**を目指し、地球環境と調和を図り、持続的に発展していくことを理念とする。
- 東京のブランド力を高め、世界中から選択される都市を目指す。加えて、「**ESG**」や「**SDGs**」の概念を取り入れて都市づくりを進め、持続的な成長を確実なものとする。
- あらゆる人が活躍・挑戦でき、ライフスタイルに柔軟に対応できることが重要。個人から見れば、特色のある様々な地域で、多様な住まい方、働き方、憩い方を選択できる都市を目指す。
- みどりを守り、まちを守り、人を守るとともに、東京ならではの価値を高め、持続可能な都市・東京を実現する。
- こうした基本的な考え方に基づき、2040年代に向けて東京の都市づくりを進め、「**成長**」と「**成熟**」が両立した**未来の東京を実現していく**。
- 「**未来の東京**」戦略ビジョンや都市づくりのグランドデザインで示す都市像や将来像を実現するため、分野を横断する8つの戦略を設定し、先進的な取組を進めていく。

都市計画区域マスタープラン体系図

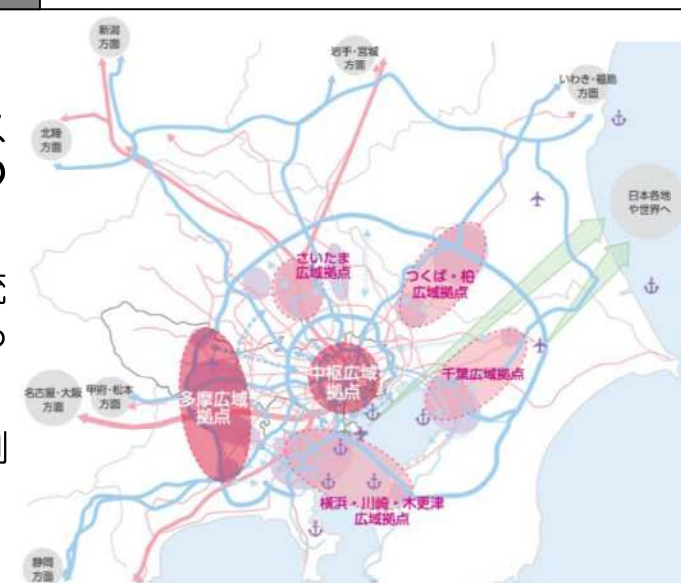


※「未来の東京」戦略ビジョンの方向性を踏まえ長期戦略を策定

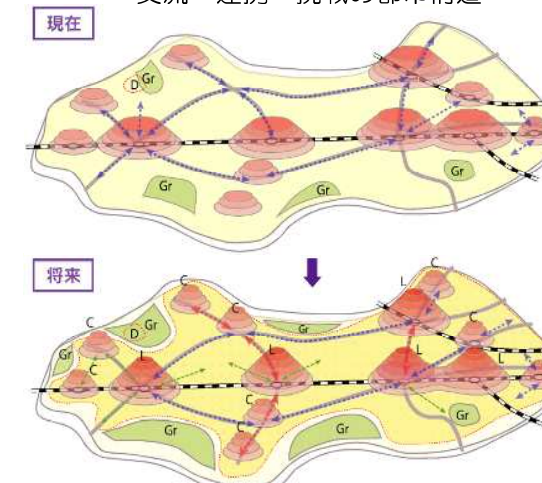
第2 東京が目指すべき将来像

1 東京の都市構造

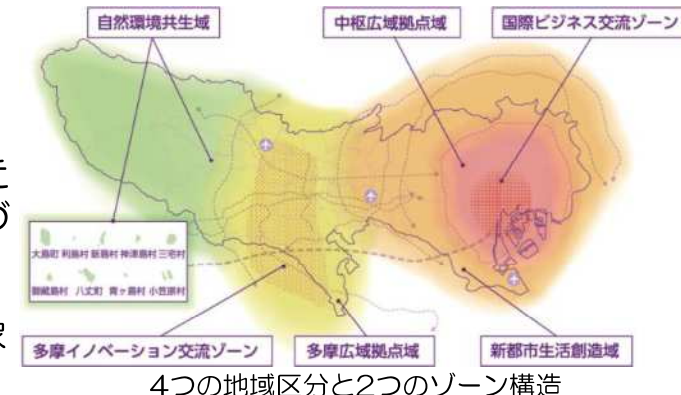
- 広域的には、概成する環状メガロポリス構造を更に進化させ「**交流・連携・挑戦の都市構造**」を実現
⇒人・モノ・情報の自由自在な移動と交流を確保し、イノベーションの源泉となる「**挑戦の場**」を創出
- 身近な地域では、おおむね環状7号線外側の地域において、**集約型の地域構造へ再編**
⇒地域特性に応じた拠点(中核的な拠点、活力とにぎわいの拠点、枢要な地域の拠点、地域の拠点、生活の中心地)を育成(参考附図-4)
- 拠点ネットワークの強化とみどりの充実
⇒拠点の位置付けを再編するとともに、地域の個性やポテンシャルを最大限に発揮し、**各地域が競い合いながら新たな価値を創造**していくなど、地域の特性に応じた拠点等の育成を適切に進めていく
⇒厚みとつながりのあるみどりの充実とともに、**都内全域でみどりの量的な底上げと質の向上を推進**



交流・連携・挑戦の都市構造



集約型の地域構造のイメージ



4つの地域区分と2つのゾーン構造

2 地域区分ごとの将来像

- 「都市づくりのグランドデザイン」で示した4つの地域区分及び2つのゾーンに基づき、それぞれの誘導の方向・将来像を記述
- 特色ある地域について、それぞれ将来像を詳細に記述

第3 区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）の有無及び区域区分を定める際の方針

- 区部、多摩部とも、原則として現在の区域区分を変更せず
- 島しょ部は、これまで同様、区域区分は非設定

第4 主要な都市計画の決定の方針

「東京が目指すべき将来像」を実現するための主要な都市計画の決定の方針を記述

1 土地利用

主要な用途の配置や拠点の形成、市街地の密度構成などの方針を示す。

例)

- 国際ビジネス交流ゾーンでは、国際水準の住宅やサービスアパートメント(SA)、外国語対応の医療、教育、子育て施設などの整備を誘導
- 多摩イノベーション交流ゾーン等では、大学周辺の住宅市街地等において研究施設等の立地を誘導する複合的な土地利用を図る
- 都市開発諸制度等を活用し、育成用途を適切に設定することで、地域にふさわしい用途の導入や多様な機能集積を促進
- 都心の利便性を生かした様々な居住ニーズを踏まえながら、高齢化や国際化等に的確に対応するため、これまでの量的拡大から質の向上へ住宅施策を転換
- 市街化区域内の農地については、田園住居地域の指定や生産緑地制度等を活用し保全に努める

2 都市施設

主要な道路、鉄軌道、下水道、河川などの都市施設の整備の方針を示す。

例)

- 区部中心部に近い羽田空港の強みを生かし、空港容量の拡大を図る施設整備の推進を引き続き国に求めるなど、更なる機能強化に取り組む
- 三環状道路の整備促進とともに、晴海線Ⅱ期、第二東京湾岸道路、外環道(東名以南)などミッシングリンクの解消や広域的な交流・連携を促す路線について検討を進める(参考附図-8)
- 国の答申において「検討などを進めるべき」とされた路線等について、鉄道事業者をはじめとする関係者との協議・調整を加速し、調整が整った路線から順次事業に着手(参考附図-9)
 - 【答申において検討などを進めるべきとされた路線】
羽田空港アクセス線、新空港線、東京8号線、東京12号線、多摩都市モノレール
 - 【その他の路線】
都心部・臨海地域地下鉄構想、都心部・品川地下鉄構想、中央線の複々線化 など
- 対策強化流域においては、河道等や調節池の整備により、区部では時間75ミリ、一般の流域においては60ミリの降雨に対し、河川からの溢水を防止

3 市街地開発事業

主要な土地区画整理事業や市街地再開発事業などに関する方針を示す。

例)

- 市街地開発事業などによる拠点的地域の整備を行う際には、地域の特性を踏まえ、車中心から人中心の空間へと転換し、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成を促進
- 都市開発にあたっては、地域住民や企業などが主体となったエリアマネジメントの普及を促進し、まちの魅力や防災性を向上

4 災害

災害に強い都市の形成や復興時の都市づくりなどに関する方針を示す。

例)

- 都市計画道路の計画的な整備や防火規制の区域拡大などにより、沿道建築物の不燃化を促進し、骨格防災軸などの延焼遮断帯を形成
- 木造住宅密集地域の基盤整備や環境改善、受け皿住宅の整備等の取組を新たに評価し容積率を緩和するなど、民間活力を生かした整備を促進
- 都市再生特別地区や都市開発諸制度を活用した開発や土地区画整理事業などのまちづくりの機会を捉え、無電柱化を推進
- 広域ゼロメートル市街地では、気候変動によって高まる大規模水害リスクに備えて、地域の実情に応じた効果的な対策を講じ、浸水に対応したまちづくりを進めていく
- 被災時の都市復興においても、「都市づくりのグランドデザイン」で示した都市像や都市計画区域マスタープランの実現に取り組んでいく

5 環境

自然環境の整備・保全、エネルギーの有効活用、環境負荷の少ない都市の形成などに関する方針を示す。

例)

- 広域的に連続しみどりの骨格を形成する崖線や河川、用水沿いなどにおいて、地域の状況やニーズに応じてみどりの連続性を確保する公園・緑地を配置(参考附図-13)
- 崖線のみどりや屋敷林など、都市において良好な自然環境を形成している緑地を、特別緑地保全地区や市民緑地制度など様々な制度を活用することにより保全
- 田園住居地域の指定や地区計画の活用により、居住環境と営農環境が調和した良好な市街地の形成を図るとともに屋敷林や農地等の保全・活用を図る。
- 都市再生特別地区や都市開発諸制度などを活用した複合開発により、最先端の省エネ技術、未利用エネルギー、再生可能エネルギーなど(太陽光や水素エネルギー等)の積極的な導入を促進
- ヒートアイランド現象を緩和するため、建築設備から排出される人工排熱や、熱の有効利用による都市排熱の低減、公園・緑地の整備、建築物や敷地などの緑化を促進するとともに、道路の遮熱性舗装や保水性舗装の整備などの対策を推進

6 都市景観

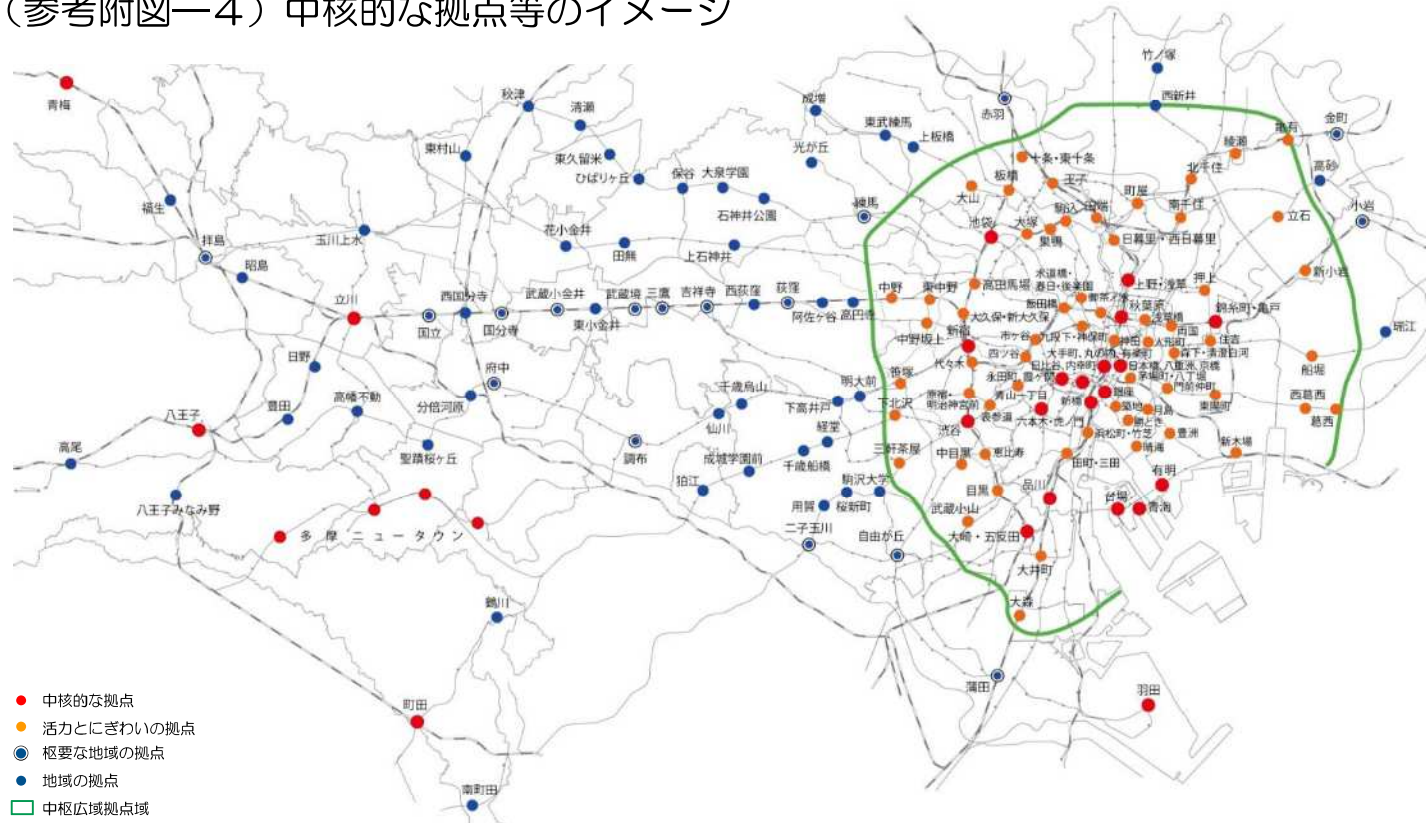
風格ある景観の形成、水辺や緑と調和した景観の形成などに関する方針を示す。

例)

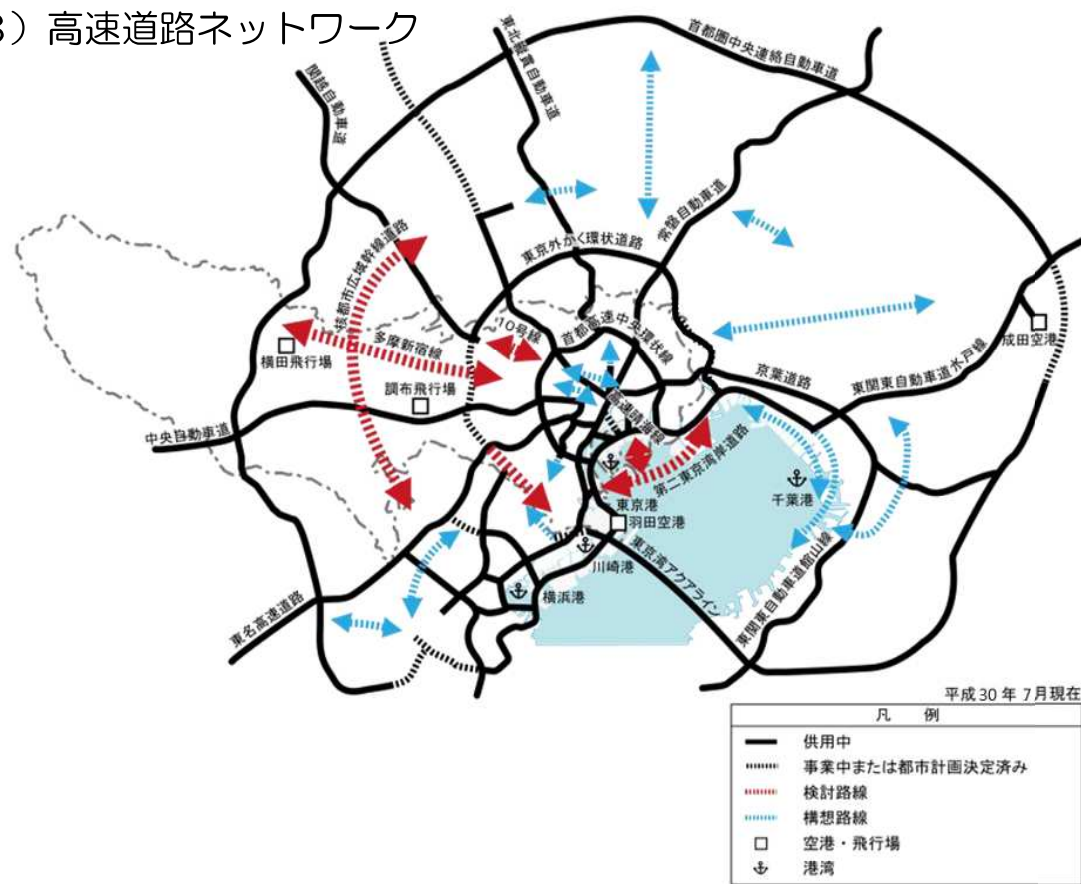
- 都市再生が進む地域では、風格、潤い、にぎわいのある街並みを形成するよう誘導し、都市活力の維持・発展とともに、新たな個性や魅力ある景観を創出
- 夜間の景観は、土地利用の特性に応じた照明により、都市全体の夜間景観にメリハリを付け、ダイナミックな都市構造を光で表現

参考附図（抜粋）

（参考附図一4）中核的な拠点等のイメージ

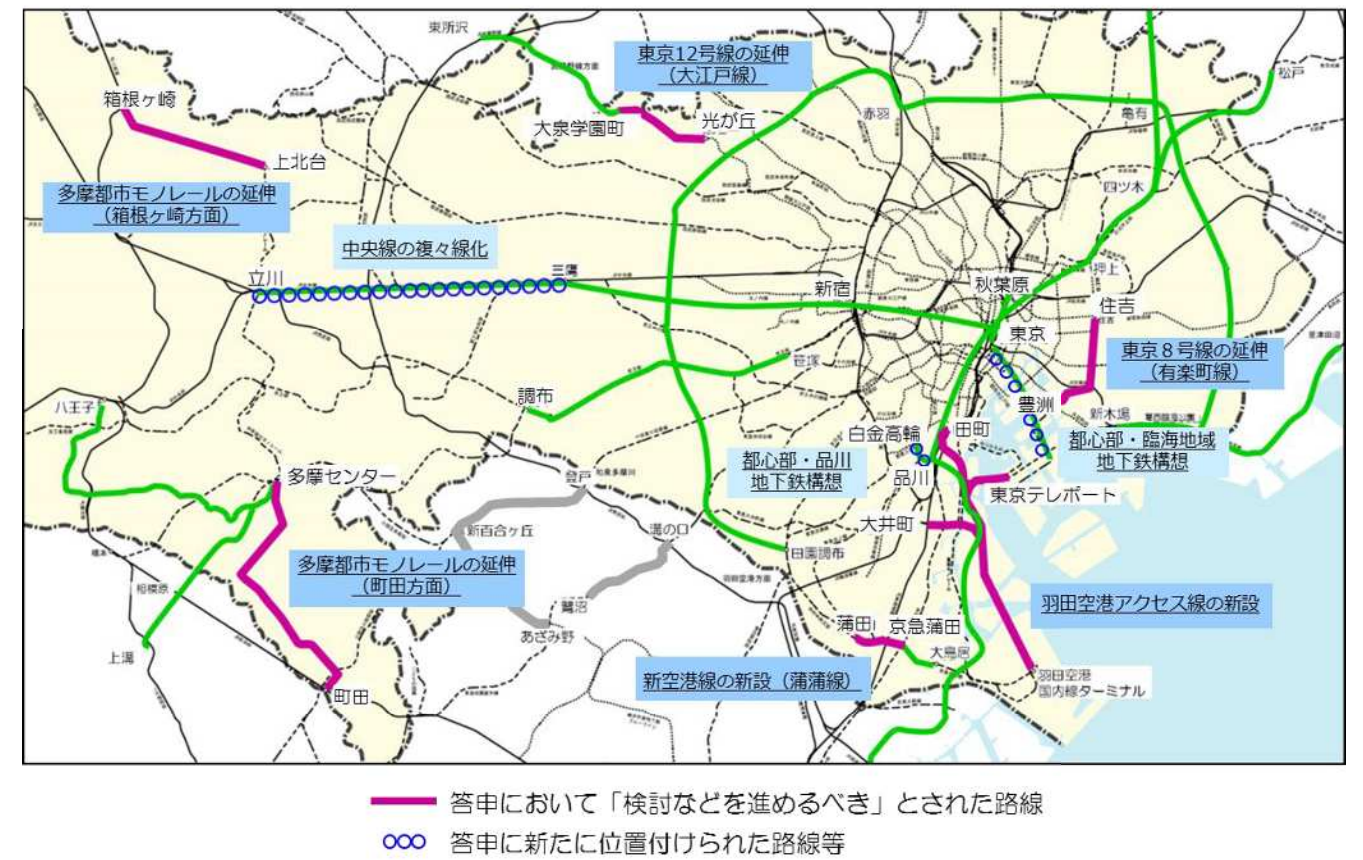


（参考附図一8）高速道路ネットワーク



（参考附図一9）

<国の交通政策審議会答申において位置づけられた路線>



（参考附図一13）おおむね10年以内に整備する主な公園・緑地位置図

